実施要領　8　参考資料　**（７）設備及び運営の基準**

○長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 25 日長野市条例第 45 号

長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）の規定に基づき、養護老人ホーム（法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（基本方針）

第２条　養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

３　養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（構造設備の一般原則）

第３条　養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第４条　養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第５条　養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

２　養護老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第 19 条第１項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第６条　養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（運営規程）

第７条　養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　施設の目的及び運営の方針

（２）　職員の職種、員数及び職務の内容

（３）　入所定員

（４）　入所者の処遇の内容

（５）　施設の利用に当たっての留意事項

（６）　非常災害対策

（７）　虐待の防止のための措置に関する事項

（８）　その他施設の運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第８条　養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う等職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

２　養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（記録の整備）

第９条　養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間（第３号から第５号までに掲げる記録にあっては、５年間）保存しなければならない。

（１）　処遇計画

（２）　その行った具体的な処遇の内容等の記録

（３）　第 15 条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）　第 26 条第２項の規定による苦情の内容等の記録

（５）　第 28 条第３項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

（規模）

第 10 条　養護老人ホームは、20 人以上（特別養護老人ホーム（法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームをいう。第 12 条において同じ。）に併設する場合にあっては、10 人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

（設備）

第 11 条　養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす養護老人ホームの建物であって、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2　養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

（1）　居室
（2）　静養室
（3）　食堂
（4）　集会室
（5）　浴室
（6）　洗面所
（7）　便所
（8）　医務室
（9）　調理室
(10)　宿直室
(11)　職員室
(12)　面談室
(13)　洗濯室又は洗濯場
(14)　汚物処理室
(15)　霊安室
(16)　事務室その他の運営上必要な設備

3　前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

（職員）

第 12 条　養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 50 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホ

ームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。

（１） 施設長

（２） 医師

（３） 生活相談員（そのうち規則で定める員数を主任生活相談員とする。）

（４） 支援員（そのうち規則で定める員数を主任支援員とする。）

（５） 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

（６） 栄養士又は管理栄養士

（７） 調理員、事務員その他の職員

２　前項各号に掲げる職員の員数等の基準は、規則で定める。

３　第１項の規定にかかわらず、規則で定める養護老人ホームにあっては、規則で定めるところにより、特定の職員を置かないことができる。

（入退所）

第 13 条　養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

３　養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

５　養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、その者及びその家族等に対する相談援助その他の適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第 14 条　施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　前項の規定による業務を担当する生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。

３　前項の生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第 15 条　養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

２　入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

３　養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体的拘束その他行動を制限する行為（次項及び第６項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　養護老人ホームは、入所者に対し身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（食事）

第 16 条　養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（相談等）

第 17 条　養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

２　養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

３　養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 19 条第１項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行

政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
４　養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
５　養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
６　養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
７　養護老人ホームは、１週間に２回以上、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
８　養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
（居宅サービス等の利用）
第 18 条　養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第２条第１項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。第 21 条において同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。
（健康管理）
第 19 条　養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期に２回以上健康診断を行わなければならない。
（施設長の責務）
第 20 条　施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
２　施設長は、職員に第７条から第９条まで、第 13 条から前条まで及び次条から第 29 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
（生活相談員の責務）
第 21 条　生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。
（１）　入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第８条第 24 項に規定する居宅サービス計画又は同法第８条の２第 16 項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第８条第 24 項に規定する居宅介護支援事業又は同法第８条の２第 16 項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
（２）　第 26 条第２項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。
（３）　第 28 条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
２　主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての

調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
３　前２項に規定する生活相談員の業務に関する特例は、規則で定める。
（勤務体制の確保等）
第 22 条　養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
３　養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
４　養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）
第 22 条の２　養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（衛生管理等）
第 23 条　養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
２　養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。
（協力医療機関等）
第 24 条　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

（１） 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
（２） 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
（３） 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
２　養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
４　養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
５　養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
６　養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
（秘密保持等）
第25条　養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
（苦情処理）
第26条　養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
５　養護老人ホームは、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第１項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
（地域との連携等）
第 27 条　養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携すること等により、地域との交流を図らなければならない。
２　養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
（事故発生の防止及び発生時の対応）
第 28 条　養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。
２　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
３　養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
４　養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）
第 29 条　養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
（１）　養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
（２）　養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
（３）　養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（書面に代わるもの）
第 30 条　養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、規則で定めるものにより行うことが

できる。
（委任）
第 31 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
２　令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における第 23 条第 2 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければ」とする。
３　令和 3 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とする。
４　前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
附　則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 11 号）
この条例中、第 1 条、第 3 条、第 6 条及び第 9 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
附　則（平成 30 年 3 月 28 日条例第 27 号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
附　則（令和 3 年 3 月 25 日条例第 18 号抄）
改正
令和 6 年 3 月 26 日条例第 21 号
（施行期日）
１　この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（虐待の防止に係る経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 6 条の規定による改正後の長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定居宅サービス基準等条例」という。）第 3 条第 3 項（新指定居宅サービス基準等条例第 78 条第 1 項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第 39 条の 2（新指定居宅サービス基準等条例第 84 条

において準用する場合に限る。）並びに第７条の規定による改正後の長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定介護予防サービス基準等条例」という。）第３条第３項（新指定介護予防サービス基準等条例第 75 条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第 36 条の２（新指定介護予防サービス基準等条例第 79 条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス基準等条例第 82 条及び新指定介護予防サービス基準等条例第 77 条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和９年３月 31 日までの間における新指定居宅サービス基準等条例第 31 条の２（新指定居宅サービス基準等条例第 84 条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス基準等条例第 28 条の２（新指定介護予防サービス基準等条例第 79 条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月 31 日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第 24 条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第８条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第 22 条第３項、新特別養護老人ホーム基準条例第 25 条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第 47 条において準用する場合を含む。）及び第 41 条第４項（新特別養護老人ホーム基準条例第 50 条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準等条例第 51 条の２第２項（新指定居宅サービス基準等条例第 55 条において準用する場合を含む。）、第 92 条第２項（新指定居宅サービス基準等条例第 99 条、第 116 条、第 126 条、第 144 条、第 154 条の３、第 159 条及び第 172 条において準用する場合を含む。）、第 153 条第３項（新指定居宅サービス基準等条例第 177 条において準用する場合を含む。）及び第 190 条第４項（新指定居宅サービス基準等条例第 204 条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス基準等条例第 28 条第２項（新指定介護予防サービス基準等条例第 44 条において準用する場合を含む。）、第 101 条の３第２項（新指定介護予防サービス基準等条例第 118 条、第 136 条の３、第 140 条及び第 146 条において準用する場合を含む。）、第 131 条第３項（新指定介護予防サービス基準等条例第 157 条において準用する場合を含む。）及び第 166 条第４項（新指定介護予防サービス基準等条例第 186 条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 29 条第３項

及び第 51 条第 4 項、新介護老人保健施設基準条例第 29 条第 3 項及び第 50 条第 4 項、新介護医療院基準条例第 29 条第 3 項及び第 50 条第 4 項、新指定地域密着型サービス基準等条例第 59 条の 12 第 3 項（新指定地域密着型サービス基準等条例第 59 条の 19 の 3 、第 59 条の 37、第 80 条、第 108 条及び第 202 条において準用する場合を含む。）、第 123 条第 3 項、第 146 条第 4 項、第 169 条第 3 項及び第 187 条第 4 項並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第 28 条第 3 項（新指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第 65 条において準用する場合を含む。）及び第 81 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（委任）

8　第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附　則（令和 6 年 3 月 26 日条例第 21 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

6　施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 24 条第 1 項、新特別養護老人ホーム基準条例第 28 条第 1 項（新特別養護老人ホーム基準条例第 43 条、第 47 条及び第 50 条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 33 条第 1 項（新指定介護老人福祉施設基準等条例第 52 条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第 33 条第 1 項（新介護老人保健施設基準条例第 51 条において準用する場合を含む。）、新介護医療院基準条例第 33 条第 1 項（新介護医療院基準条例第 51 条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第 172 条第 1 項（新指定地域密着型サービス基準等条例第 189 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附　則（令和 7 年 3 月 31 日条例第 10 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）